

令和6年9月19日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和6年6月12日、7月17日、9月11日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和6年度第1回市民との意見交換会の意見・要望調査報告

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>ひきこもりや精神障がい者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりや発達障がい者及び精神障がい者の実態調査 ・今年度から医療福祉費支給制度（マル福）の重度心身障がい者の対象者が拡大され、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた方もマル福の対象となったが、「精神障がいのみ」では適用外のため市独自の支援制度を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市のひきこもり支援としては、取手市社会福祉協議会に委託をしている「くらしサポートセンター」をひきこもり支援に対する第一次相談窓口として、令和2年度より体制を整え、ひきこもりの相談支援に当たっています。相談者の置かれている状況やひきこもり年数など一人一人の状況も様々なため、相談者に寄り添い、信頼関係を構築しながらの支援に努めていることを確認しました。市として全戸調査は行っていませんが、ひきこもり相談支援事業の年度ごとの延べ相談件数は、令和2年度が110件、令和3年度が142件、令和4年度が131件、令和5年度が224件と、徐々に増えている状況です。また、ひきこもりの方や精神障がい者の方などへの対応については、各部署間で連携を取って、どこの部署の窓口に相談に来られても適切に対応できるようにしていることを確認しました。ひきこもり支援事業について引き続き注視してまいります。 ・市では、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会を目指し、令和4年度より取手市自立支援協議会に専門部会を設置し、精神障がい者に対する支援について議論を重ねています。令和6年度には、障がい者や地域住民の身近な総合相談窓口として、社会福祉協議会への委託により基幹相談支援センターを設置したほか、竜ヶ崎保健所と協働し市内精神科病院の長期入院患者の退院促進に向けた支援を開始しました。精神障がい者については、市では精神保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）等の制度利用者を精神障がい者数として把握しております。精神障がい者への支援に当たっては、精神障がいを有する方一人一人の困りごと等に寄り添い、他機関との連携協働により適切な支援を提供できるよう求めてまいります。 ・令和6年4月より精神障害者保健福祉手帳2級を保持する一部の方が医療福祉支給制度（マル福）における重度心身障がい者の適用となりましたが、茨城県は精神障害者保健福祉手帳2級（単独）は障がいの程度を中度と位置づけており、他の障がい（身体障害者手帳3級・4級又は知能指数が50以下）を併せ持つことで重度心身障がい者としています。

		<p>ご要望の精神障害者保健福祉手帳2級（単独）の方を市独自の制度で支援する場合、障がい者間の公平性の観点から他の障がい（身体障がい者、知的障がい者）でマル福の非該当となる方についても検討する必要があるとあり、支援する対象が広範囲となります。そのため、市としては県下統一したマル福制度において重度心身障がい者の認定要件を拡充するべきと考えており、県政に対する要望事項として、重度心身障がい者の認定要件に精神障がい者2級を加える制度拡充の要望を行っていることを確認しました。</p>
2	<p>健康寿命をいかに伸ばすかにも、もっと予算を使うべき。高齢者が住みやすい取手市を目指してほしい。</p>	<p>令和6年3月に策定した、第二期健康とりで21では、健康寿命を延伸するため、高齢者の特性に応じたフレイル対策が重要であると位置づけ、ライフステージに応じた生活習慣病予防との連携を重層的に図りながら、健康寿命の延伸及び要介護状態の予防や悪化の防止を図るとしています。</p> <p>また、市の総合計画「とりで未来創造プラン2024」においても、まちづくりの基本方針に「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」を、政策（目指すまちの未来）に「健康でいきいきとした社会の実現」を定めています。引き続き、高齢者も住みやすいまちを目指し、重点施策に取り組んでいくことを執行機関にも確認しました。</p>
3	<p>シニアカーのレンタル、駅にシニアカーの駐車スペースの設置</p>	<p>（シニアカーのレンタルについて） 介護保険制度では、原則要介護2以上の認定を取得した被保険者が、福祉用具貸与として1割から3割の費用負担で貸与を受け、シニアカーを含む車椅子を使用することが可能です。</p> <p>（駅にシニアカーの駐車スペースの設置） シニアカーの使用については、道路交通法上「歩行者」として扱われ、商業施設等での使用については、一般的には施設管理者の指示に従うこととされています。また、条件を満たせば鉄道への乗車も可能と、鉄道各社のホームページで案内されています。現在のところ、市として、駅周辺にシニアカー専用のスペースを設置・確保する予定はありませんが、ご意見を市の関係部署と共有するとともに、高齢者の増加によるシニアカーの普及の状況を注視してまいります。</p>
4	<p>高齢者福祉の充実（公共施設に電位治療</p>	<p>老人福祉センター「あけぼの」や「さくら荘」、また高齢者のご利用が多い「か</p>

	器などの健康器具を設置してほしい)	たらいの郷」では、利用者の娯楽・リフレッシュのために、サービスや設備をご用意しています。サービスや設備品の新たな導入や更新については、できるだけ多くの皆さまがご利用を希望され、多くの皆さまがご利用いただけるものを整備するよう働きかけてまいります。
--	-------------------	---